

○ 経済産業省
環境省 令第二号

地球温暖化対策の推進に関する法律（平成十年法律第百十七号）第二十一条の二並びに地球温暖化対策の推進に関する法律施行令（平成十一年政令第百四十三号）第五条及び第六条の規定に基づき、並びに同法及び同令の規定を実施するため、特定排出者の事業活動に伴う温室効果ガスの排出量の算定に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十一年六月二十三日

経済産業大臣 二階 俊博

環境大臣 斉藤 鉄夫

特定排出者の事業活動に伴う温室効果ガスの排出量の算定に関する省令の一部を改正する省令

特定排出者の事業活動に伴う温室効果ガスの排出量の算定に関する省令（平成十八年 経済産業省
環境省 令第三号

）の一部を次のように改正する。

第二条第二項中「設置している令第六条第一項第一号イに規定する第一種エネルギー管理指定工場又は第二種エネルギー管理指定工場が、主たる事業として行う電気事業の用に供する発電所又は主たる事業として

行う熱供給事業の用に供する熱供給施設が設置されている事業所である」を「電気事業の用に供する発電所又は熱供給事業の用に供する熱供給施設を設置している」に、「同号イ」を「令第六条第一項第一号イ」に、「前項第一号」を「同項第一号」に改め、同条第四項を次のように改める。

4 令第六条第一項第一号イ(2)及び同号ロ(2)の環境省令・経済産業省令で定める係数は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める係数とする。

一 電気事業者（電気事業法（昭和三十九年法律第七十号）第二条第一項第二号に規定する一般電気事業者及び同項第八号に規定する特定規模電気事業者をいう。以下この号において同じ。）が供給した電気を使用している場合にあつては、環境大臣及び経済産業大臣が公表する電気事業者ごとに特定排出者による他人から供給された電気の使用に伴う二酸化炭素の排出の程度を示す係数

二 前号の規定により定められた係数を用いて、他人から供給された電気の使用に伴う二酸化炭素の排出量を算定することができない場合にあつては、当該二酸化炭素の排出量の実測等に基づき、前号の係数に相当する係数で当該二酸化炭素の排出の程度を示すものとして適切と認められるもの

三 前二号の規定により定められた係数を用いて、他人から供給された電気の使用に伴う二酸化炭素の排

出量を算定することができない場合にあっては、前二号に掲げる係数に代替するものとして環境大臣及び経済産業大臣が公表する係数

第二条第七項を削り、同条第六項を同条第七項とし、同条第五項を同条第六項とし、同条第四項の次に次の一項を加える。

5 環境大臣及び経済産業大臣は、前項第一号の係数を公表するに当たっては、当該係数及びこれを求めるために必要となった情報を収集し、その内容を確認するものとする。

第十条第一項中「基づき、第二条から第八条まで」の下に「(第二条第四項を除く。以下この条において同じ。)」を加え、「法第二十一条の二第二項」を「法第二十一条の二第三項」に改め、同条第二項を削る。

附 則

(施行期日)

1 この省令は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この省令による改正後の特定排出者の事業活動に伴う温室効果ガスの排出量の算定に関する省令の規定

は、平成二十二年度以降において報告すべき温室効果ガス算定排出量について適用する。